

皆さんのお役に立ちます! 総務省無料行政相談開催

本市担当の行政相談委員である森岡孝雄さん、飯沼美恵子さん、笹松ちづるさんが4月1日付けで総務大臣から引き続き再委嘱されました。

今月は、再委嘱された行政相談委員が徳島行政評価事務所の支援を受け、次のとおり行政相談所を開設いたします。相談は無料で、秘密は固く守りますのでお気軽にご相談ください。

【日時】 5月25日(水)
午前10時から午後3時まで

【場所】 小松島市役所1階ロビー

お問い合わせは、市秘書人事課広報担当（市役所2階 ☎32・3812）まで。

市役所からの一般の支払日は、毎月末の2日間（土・日・祝除く）となっておりますが、5月は、平成22年度の出納閉鎖のため、通常の月末の2日間ではなく次の3日間とします。

《年度末窓口》

【支払日時】 5月27日(金)、30日(月)、31日(火)の3日間
午前9時から正午まで。午後1時から3時まで。（時間厳守）

【支払場所】 市会計課（市役所1階 ☎32・2116）まで。

税務証明書の交付申請時に本人確認を行います

税務課では、平成23年6月1日より税務証明書（納税証明、評価証明、所得証明など）の交付申請時に、下記の書類による申請者の方の本人確認を行います。

この確認は、他人が不正に証明書を取得することを防止し、個人情報を守るために行うものです。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



【本人確認を行うための主な書類】

- 運転免許証
- 住民基本台帳カード
- 旅券（パスポート）
- 外国人登録証明書
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 健康保険証
- 介護保険証
- 年金手帳（証書）
- その他官公署が発行した免許証または資格証明書 など

【代理申請される場合に必要な書類】

- 証明が必要な方の委任状（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印を押印）
- 代理で申請される方の本人確認ができる書類

◆ 郵送で税務証明書の交付を請求される場合は、請求者本人の確認ができる書類（運転免許証、健康保険証などの写し）を必ず同封してください。

◆ 固定資産税の台帳閲覧の際も同様に、申請者の方の本人確認を行います。

お問い合わせは、市税務課（市役所1階 ☎32・2115または☎32・3821）まで。